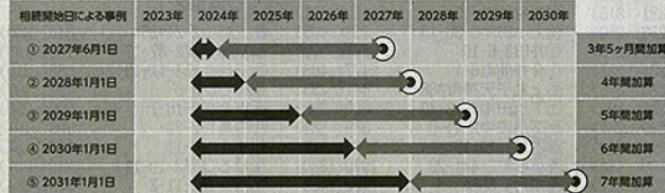


広告

<生前贈与加算期間の段階的延長>



相続開始による事例

- ① 2027年6月1日：3年5ヶ月間加算
- ② 2028年1月1日：4年間加算
- ③ 2029年1月1日：5年間加算
- ④ 2030年1月1日：6年間加算
- ⑤ 2031年1月1日：7年間加算

* ←は改正により延長される期間(この期間内の贈与は100円を控除して残額を加算)、○は相続開始日

性が増すため、今後は早期に贈与

性が増すため、今後は早期に贈与

性が増すため、今後は早期に贈与

性が増すため、今後は早期に贈与

性が増すため、今後は早期に贈与

性が増すため、今後は早期に贈与

性が増すため、今後は早期に贈与

性が増すため、今後は早期に贈与

性が増すため、今後は早期に贈与

2023年度税制改正大綱のポイント 相続対策の最前線

今回の税制改正の大きなポイントになるのは相続税・贈与税です。資産の世代間移転時期の選択に中立的な税制構築を図る方向です。そこで、今から取り組むべき相続対策、税制改正の対応について、代表税理士の清田幸弘氏にお話しを伺いました。

公示地価発表



ランドマーク税理士法人 定例セミナー

【テーマ】令和5年度 税制改正のポイント

令和5年度の税制改正大綱をもとに、改正内容の重要なポイントと対策を解説いたします。

開催日時：4月18日(火)・セミナー 14:00～・個別相談 15:00～※事前予約制

会場：ランドマーク税理士法人 東京丸の内事務所 東京都千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル9階

お申込み・お問い合わせ先

ランドマーク税理士法人 東京税理士会所属

三八セブゼイ

TEL.0120-48-7271

<https://www.landmark-tax.com/>

ランドマーク税理士法人 検索



[改定2版]
2023年度税制改正
生前贈与ルール変更に対応!

相続専門の税理士、
父の相続を担当する

ランドマーク税理士法人
代表税理士 清田幸弘著

ランドマーク税理士法人 代表税理士
立教大学大学院客員教授

清田 幸弘

ランドマーク税理士法人グループとして13の本支店を運営。相続税申告件数累計6,800件と、全国トップクラスの実績を持つ。相続実務のプロフェッショナルを育成するために「東京の相続大講堂」を開校し、後進の育成を通じ業界全体の底上げに貢献している。